

## 広島県ギャンブル等依存症支援ドクター設置要領

### (設置)

第1条 ギャンブル等依存症を有する者が、早期に相談、適切な治療及び回復支援を受けることができるようにするため、「広島県ギャンブル等依存症支援ドクター」（以下「支援ドクター」という。）を設置する。

2 この要領における「ギャンブル等依存症」は、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）に定める、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活に支障が生じている状態をいう。

### (業務)

第2条 支援ドクターは、ギャンブル等依存症に関する相談対応・治療を行うものとする。

### (認定)

第3条 支援ドクターは、県内の医療機関に所属する医師のうち、県が実施する研修を修了した者であって、別記様式第1号により公表に同意した者とする。

2 県は、前項の支援ドクターに対し、別記様式第2号の認定書を交付する。

### (公表)

第4条 県は、ホームページにおいて、支援ドクターの名簿を公表する。

2 支援ドクターは、前項の名簿の登録情報に変更があった場合は、別記様式第3号により県に届け出るものとする。

3 支援ドクターは、県外の医療機関に異動した場合など県内の医療機関に所属しなくなったとき、その他登録抹消を希望するときは、別記様式第4号により県に届け出るものとする。

### (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、疾病対策課長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和7年1月5日から施行する。

別記様式第1号（第3条第1項関係）

同 意 書

私は、広島県ギャンブル等依存症支援ドクター（広島県ギャンブル等依存症支援ドクター設置要領第3条に規定する研修修了者）として、氏名、勤務先名、診療科名、勤務先住所、所属連絡先を、広島県ホームページにおいて公表することに同意します。

広島県知事 様

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_

勤 務 先 \_\_\_\_\_

診 療 科 \_\_\_\_\_

勤務先住所 \_\_\_\_\_

所属連絡先 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

別記様式第2号（第3条第2項関係）

第 号

## 認 定 書

【広島県ギャンブル等依存症支援ドクター】

（認定される者の氏名）

あなたを、広島県ギャンブル等依存症支援ドクターとして認定します。

年 月 日

広島県知事

別記様式第3号（第4条第2項関係）

広島県ギャンブル等依存症支援ドクター名簿登録変更届

広島県ギャンブル等依存症支援ドクター名簿に登録されている記載事項を、  
次のとおり変更します。

項目	変更前	変更後
氏名		
勤務先		
診療科		
勤務先住所		
所属連絡先		

広島県知事 様

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_

別記様式第4号（第4条第3項関係）

広島県ギャンブル等依存症支援ドクター名簿登録抹消届

広島県ギャンブル等依存症支援ドクター名簿から抹消してください。

広島県知事 様

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_

勤 務 先 \_\_\_\_\_

診 療 科 \_\_\_\_\_

勤務先住所 \_\_\_\_\_

所属連絡先 \_\_\_\_\_